



ほけんだより

練馬区立光が丘第一中学校
平成26年1月30日
保健室

寒い日が続いていますね。連日ニュースでは、「インフルエンザ」や「ノロウイルス」が流行していると聞きます。インフルエンザは、1月に入り練馬区内の小中学校で臨時休業があります。ノロウイルス等の感染性胃腸炎は、12月に流行があり、再び集団感染などの大きな流行が全国的にみられます。本校では、数名が感染症による出席停止となっていますが、大きな流行はありません。引き続き、手洗い・うがい・換気などの予防を徹底してください。



インフルエンザで欠席した場合、出席停止になります。

発症日とは…
受診した日ではなく、インフルエンザ「症状」(発熱など)が始まった日です。その日から出席停止になります。

- 前日発熱で欠席し、翌日受診した際インフルエンザと診断され、発症日が前日と判断された場合 → 前日の欠席から出席停止となります。
- 学校で具合が悪くなり早退して受診し、インフルエンザの発症日が早退した日と判断された場合 → 練馬区の規定では、早退とインフルエンザによる早退の区別をしないので、早退のままとなります。出席停止は翌日から。
*遅刻についても同様の扱い

「インフルエンザ出席停止期間の基準」早見表

		発症日(0日目)	発症後1日目	発症後2日目	発症後3日目	発症後4日目	発症後5日目	発症した後5日を経過した後
Aくん 発症後1日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後4日目	発症後5日目		
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能
Bくん 発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後5日目		
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能
Cさん 発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目		
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能
Dさん 発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能
Eくん 発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止

学校保健安全法施行規則の改正により、インフルエンザの出席停止期間の基準が「解熱後2日を経過するまで」から「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで」と変わりました。

発症した日からかぞえると、6日間の出席停止が必要ということになります。その後は、解熱した日によって出席停止日が延期されていきます。

感染症にかかり、出席停止となる場合、裏面の「登校届」の提出が必要です。

出席停止の期間中は、家庭で安静に過ごしましょう。